

令和3年1月11日

お知らせ

(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和2年12月16日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を修正したのでお知らせします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

労使協定を下記の通り修正しました。

| 修正前 | 修正後 |
|---|--|
| 第1条 本協定は、派遣先での業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。 | 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する派遣従業員に適用する。 |
| 第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たしたとおりとする。 | 第3条 派遣従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別添2に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別添3の地域指数を乗じたものとする。 |
| (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計」の業務とする。 | (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」に掲げている中分類の業務とする。 |
| --- | (2) (1)で確認した金額に対して、派遣従業員が勤務する派遣先の事業所所在地から別添3「職業安定業務統計による地域指数」を確認しその地域指数を乗じる。 |
| 第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たしたとおりとする。 | 第4条 派遣従業員の基本給は、派遣先で従事する業務に、次の各号に掲げる基準等を考慮の上決定する。 |
| (1) 通達による一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること | (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること |
| --- | (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとする。 Dランク（0年）、Cランク（3年）、Bランク（5年）、Aランク（10年）を適用する。 |
| (2) 対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、1年に1回賃金の見直しを行う。 また、より高い内容の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。 | (3) 対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、1年に1回賃金を上乗せする。 また、より高い内容の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。 |

<問い合わせ先> 株式会社ビズスタッフコミュニケーションズ

派遣元責任者： 添川嘉一

電話場号： 0120-556-391